

- ・つなぎ服、おむつカバー等を使用すること(自分で着たり脱いだりできる以外のこと)
  - ・過剰な睡眠薬、向精神薬を服用させること  
自分で出入りできない部屋等に隔離することや部屋に鍵をかけてとじこめること(ホールなどで周りに物や他者を置き動けない様にしても同様)
  - ・「ちょっとまってね」「夜だから寝てください」などの支援者側の都合による声かけ
  - ・利用者様の行動を職員の都合(見守り出来ないから等)で制限すること
  - ・車いすにブレーキをかけて放置すること
  - ・自分で外すことができないヘッドキャップなどを含む装具類
  - ・集合写真等で逃げないように身体を捕まえ、正面を向けさせる為に顔や頭を抑えること
  - ・外出の際、職員が把握し易いようなジャージ(名前入り)の上下を着用させること
  - ・詰め所から監視しやすいように一箇所に利用者を集めて座らせること
  - ・事故防止という安全面の配慮からエレベーターのスイッチを常時、切っていること
  - ・歯磨き介助の際に、嫌がる利用者を身体で抑えて行うこと
  - ・健康診断の採血の際、暴れる利用者を3~4人で抑え付けて行うこと
- ★「身体拘束ゼロの手引き」に具体的にどんなことが拘束とされるのか書いてありますが、エプロンをトレイに挟む・・・ということは書いてはありません  
→だから拘束ではない・・・と決めるものではないと思います。施設や個人の考え方だと思います。本人がエプロンを挟むことをイヤがればそれは拘束になります
- ★皆さんの事業所でもどのような行為などが「拘束」にあたるのか？または「拘束にあたるかもしれないこと」を話し合ってみてください

## 第 13 章 身体拘束を未然に防ぐための心構え

- ・身体拘束に値する行為をしないにこしたことはありませんが、状況により**やむを得なく**行わなければならない場合が発生しないとは限りません。しかし、そのような時にもその行為が、「**誰の為に**行うのか？」という点がはっきりしていなくてはなりません。また緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。事業に携わるものがこの点をはっきり認識できるように取り組みましょう

### ★やむを得ない場合の対応として

#### ①切迫性

- ・利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

#### ②非代替性

- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

#### ③一時性

- ・身体拘束その他の行動制限が一時的であること

### ★以上3つの要件をすべて満たす場合に、以下の手続きを経て行います

- ・事業所としての組織的な判断
- ・マニュアルなどの規定の整備
- ・本人・家族等への書面の同意
- ・個別支援計画への位置づけ
- ・定期的なケース検討会議

★やむを得ず身体拘束を行うときには、身体拘束の解消に向けた統一的な取組方針を決定していくために、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。また、事前にマニュアルなどを整備しておくことにより、組織としての考え方や手続きを統一しておきます。個別支援計画には、やむを得ず身体拘束を行う際の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載するとともに、身体拘束を行った際にはそれらの事項を記録します。利用者本人や家族に十分に説明することに加えて書面で同意を得ます。

## 第 14 章 やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合の注意事項

◎3つの基準(切迫性・非代替性・一時性)の全てを満たした場合のみ、対応を行なうこととします。ただし、この場合でも以下の点に注意しましょう

- ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人(または数名)では行わず、事業所全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておきましょう。特に、事業所内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において事前に手続等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則としましょう
- ・利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得るよう努める。その際には管理者やその他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続や説明者について事前に明文化しておきましょう
- ・仮に、事前に身体拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行いましょう
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する  
この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要
- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しましょう
- ・具体的な記録は、身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を用いるものとして日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとにその記録を加えるとともに、それについて情報を開示しスタッフ間、事業所全体、家族等関係者の間で直近